

平成24年御嵩町議会第2回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成24年5月8日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成24年5月8日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第6号））
 - 議案第27号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議事日程第1号

平成24年5月8日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

町長報告 1件

報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 4件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第6号））

議案第27号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案の審議及び採決 4件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第6号））

議案第27号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男

1番 高山 由 行

2番 山口 政治

3番 安藤 雅 子

5番 柳 生 千 明

6番 山田 儀 雄

7番 加藤保郎 8番 伊崎公介 9番 植松康祐
10番 大沢まり子 11番 岡本隆子 12番 佐谷時繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀨瀨久美
教育長	丹羽一仁	総務部長	鍵谷昌孝
民生部長	田中康文	建設部長	奥村悟
教育担当参事	安藤信治	企画調整 担当参事	三輪康典
総務課長	寺本公行	企画課長	加藤暢彦
税務課長	佐久間英明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺謙二	議会事務局 書記	渡辺一直
--------	------	-------------	------

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。したがって、平成24年御嵩町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いをいたします。

招集者 渡邊町長よりあいさつをお願いいたします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

ゴールデンウィークも終わりました、連休疲れの出ている方もあるかと思いますが、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、上程します議案は、承認3本、議案1本であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 伊崎公介君、9番 植松康祐君の2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時議会の会期は、4月27日の議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長報告を行います。

報告第2号 専決処分の報告について。

報告第2号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、諸般の報告つづり、1ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により平成24年4月25日付で専決処分を行いましたので、その報告をいたします。

専決処分の内容は、平成24年3月27日火曜日、午前10時40分ごろ、伏見公民館駐車場内において、公民館常駐の軽トラックで職員が外出しようとバックで切り返した際、駐車場にとめてあった車両の助手席側に接触、破損させたものであります。

損害賠償の相手方は、御嵩町上恵土420番地、渡邊守氏でございます。

損害賠償額は、12万1,233円であります。なお、この損害額につきましては、町が加入しています財団法人全国自治協会により保険給付されます。

今後の事故防止に関し、改めて職員に対し、公用車の安全運転の徹底を図っていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提案されました承認第1号から承認第3号までと議案第27号の4件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号、中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、承認第2号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 佐久間英明君。

税務課長（佐久間英明君）

それでは、承認第1号について御説明申し上げます。

議案つづりは、1ページと2ページになります。それから、資料つづりのほうにつきましては、こちらも1ページになります。

今回の改正につきましては、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令が3月30日に公布されましたので、関係する地方条例となります今回の中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。その承認を今回求めるものでありますので、お願いいたします。

この条例は、中部圏整備法という法律によりまして指定された都市開発区域内で、一定の工業生産設備を新・増設したものに係る固定資産税の税率を3年間軽減するというものであります。今回の改正では、その適用期間を2年間延長しまして、平成26年3月31日までとするものであります。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

続きまして、承認第2号について御説明申し上げます。

議案つづりはその引き続きになりますが、議案つづり3ページから7ページにかけて掲載してあります。また、資料つづりにつきましては、2ページから17ページにかけて条例の骨子、それから新旧対照表をとじ込んでおりますので、そちらも見ていただきたいと思います。それと、追加の資料としまして、資料つづりその2ということで本日配付をさせていただいております資料があります。こちらも関連資料となります。

それでは、資料つづりの2ページの御嵩町町税条例の一部を改正する条例の骨子に沿って説明をさせていただきますので、お願いいたします。

今回の改正では、現在開催されている第180回通常国会におきまして、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が可決されました。3月31日付で公布されたことなどがございましたので、これに伴いまして、町税条例のうち関係する部分についての改正を3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

主な改正内容になりますが、まずこの資料に沿っていきます。

1つ目ですけれども、地価が下落した場合に、固定資産税評価額を町長の判断で修正できる特例措置、こちらが町税条例の附則第10条の2で定めてあります。これを平成26年度まで延長するものであります。

それから2つ目ですが、土地に係る負担調整措置を3年間延長し、平成26年度までとするものです。また、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据え置き特例を平成26年度に廃止します。ただし、この廃止に係る経過措置としまして、納税者の負担感等を考慮して、平成24年度、25年度に段階的な経過措置を講ずるという内容になっております。これらは附則の第11条、12条の部分の改正になります。

それから3番目です。今回の地方税法の改正なんですけれども、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人、または一般財団法人が平成20年12月1日前から設置する図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税を非課税とする特例措置が講じられたことに伴いまして、適用を受けようとする者がすべき申告方法などを町税条例の附則第20条の2において決めました。なお、これは先日の全員協議会におきまして、確認事項として上がっておりました対象範囲に関する内容につきまして、この資料を先ほど申し上げましたが、本日追加資料として配付させていただきましたので、またこれ後ほど参考にごらんいただければいいかなと思いますので、お願いいたします。

それから次に4番目になります。申告不要制度の拡大の一環といたしまして、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、年金支払者に対する扶養控除申告書を提出することによって、住民税の申告書を提出する必要なくなるというものであります。これは、税条例のほうの第28条の2の部分の改正になります。

それから次に5つ目になります。東日本大震災の被災により滅失等のあった住宅用敷地の譲渡について、居住用財産の譲渡所得の特例適用を受ける譲渡期限を延長したものであります。附則第21条の2に係る部分の改正になります。

以上、主要な部分について説明をいたしましたけれども、このほかに条番号等の変更に対する税条例の対応、それから執行部に関する部分などが含まれております。議案の改正文、これは先ほどの資料、議案文及び資料つづりの8ページからの新旧対照表についてお目通しをお願いしたいと思います。あと、資料つづりの2ページから7ページにかけまして、今回の地方税法等の一部改正の概要として、これは総務省が示した資料の抜粋をここに掲載しております。こちらでも参考にお目通しをお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、承認第3号、平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、議案第27号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの8ページをお願いいたします。

平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付で専決処分を行いましたので、その報告を行い、承認を求めるものであります。

別冊の赤色インデックスで、23補正予算と記載してあります平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

この補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1,027万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を71億4,384万3,000円とするものです。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから4ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条の地方債補正は、第2表 地方債補正により説明しますので、5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。災害復旧債の借入限度額を事業費確定に伴い5,800万円減額し、5,330万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還方法についての変更はありません。

次に、歳入について、その概要を説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

款02地方譲与税から款04配当割交付金は、平成23年度交付額確定に伴い、それぞれ増額、または減額をするものです。

9ページをお願いします。

款05株式等譲渡所得割交付金から款08自動車取得税交付金についても、交付額確定による増額ないしは減額補正であります。

10ページをお願いします。

款10地方交付税は、災害復旧費に係る需要額増により、特別交付税を1億597万4,000円増額しています。

款11交通安全対策特別交付金は、額確定による減額です。

款12分担金及び負担金は、耕地災害復旧事業が激甚災害適用による国庫補助金増に伴い、受益者分担金を194万3,000円減額するものです。

款14国庫支出金は、道路河川災害復旧事業に対する国庫負担金確定により3,494万5,000円減額しています。

11ページをお願いします。

国庫支出金のうち項02国庫補助金について、農林関連の災害復旧に係る国庫補助金を、耕地災害については779万8,000円を、林地災害は2,556万4,000円をそれぞれ減額しています。この補正は、災害復旧事業費の一部を翌平成24年度に繰越しをしておりますが、その特定財源である国庫補助金は平成24年度歳入となるため、23年度予算において減額するものです。

款17寄附金は、スポーツ振興のための寄附2万円を計上しています。

款21町債は、事業費確定により災害復旧債の額を、土木施設は1,880万円、農地農林施設は3,920万円、それぞれ減額するものです。

次に、歳出について御説明をいたしますので、12ページをお願いいたします。

款02総務費、目09諸費において、平成22年度障害者自立支援給付費等国庫負担金精算に伴い還付金が生じたことにより、過誤納金還付金の不足分334万5,000円を増額しています。

目11まちづくり推進費は、ふるさとふれあい振興基金に関し、平成22年度以前繰入金の事業費支出に対する過充当分24万1,000円を積み立てるものです。

目14教育振興基金費は、歳入で説明いたしました寄附金2万円を積み立てるものです。

目15減債基金費では、積立金1,606万5,000円を増額します。この補正は、臨時財政対策債の平成13年度から22年度借入分の償還に関し、地方交付税普通分において措置される基準財政需要額と実際の償還額の差額が生じています。その額2,106万5,000円で、既に予算計上していません500万円を差し引いた金額を、今回補正で増額するものであります。

款11災害復旧費、項01農林水産業施設災害復旧費では、歳出予算の額の変更はないものの、歳入予算で説明しましたとおり、繰越事業に当てる国庫支出金、地方債は翌平成24年度予算の歳入となるため、今回の補正で減額をすることに伴う財源内訳の変更であります。

項02公共土木災害復旧費については、国庫負担金交付決定に伴う補助対象事業費の確定により、岐阜県への工事委託料を405万2,000円、道路橋梁に係る工事費を1,602万6,000円、河川の工事費を1,044万1,000円、それぞれ減額するものです。

続きまして、議案第27号の説明をさせていただきます。

議案第27号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

24補正予算と記した赤のインデックスがついていますピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に2,423万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を62億9,823万8,000円とするものです。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ掲載の第1表

歳入歳出予算補正によります。

それでは、歳入から説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

款18繰入金2,423万8,000円の増額は、財源調整のため財政調整基金繰入金を増額するものです。

次に、歳出の説明であります。

款02総務費、目01一般管理費で、訴訟裁判委託料300万円を新規に計上しています。この補正は、昨今の状況を考慮し、訴訟体制強化を図るための弁護士委託料であります。

目09諸費の過誤納金還付金2,123万8,000円の増額補正は、平成21、22年度の岐阜県市町村ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金の返還金及び加算金であります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号、中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号、中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、承認第2号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める

ことについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、承認第3号、平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号、平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第27号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

議案第27号の関連で質問させていただきます。

この27号につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業費の補助金についてですが、これの補助金の返還と補助金と加算金の返還についての議題なわけですが、御説明を受けたところでは、町には瑕疵がないので100%、何年かかっても返金してもらおうとおっしゃって見えましたが、全額返還がならなかった場合は、どういうふうにされるとお考えですか。よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

安藤議員の質問にお答えさせていただきます。

全額返還ならなかった場合はどうされるのかという御質問かと思えます。その件につきましては、毅然として返還を求めていくというスタイルでございます。弁護士等とも相談いたしまして、司法の場での判断等々も考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

行政側のほうからいろいろと説明を受けまして、今回またこの議案に対しての関連で、自分で納得してこれに評決をしたいと思いましたので、1つ質問をしたいです。

もらった資料の4ページ、最後の報告書の4ページで④番、新規雇用等に関する調書の雇用年月日についてはというくだりですけど、ちょっと私ここを読み上げます。

新規雇用等に関する調書の雇用年月日については、平成21年度の運行終了時、運行実績報告

書作成時に御嵩町の担当者に何度も相談し、実績報告書の雇用年月日は3名とも同じ日付で、契約日以降の日付で記入をとの指摘もあり、実際の雇用日とは異なる平成21年9月16日付の雇用の書類を作成したが、作為的な考えはなかったという聞き取り調査の結果だと思えますけど、どうしてもここ、自分は納得いかなくて、この文面としたら、聞き取り調査の中で担当者が指導的なことをしていなかったかということをお自身としては思いますが、そういうことが、実際聞き取り調査の中で、その日付が同じにせよという指導がここであったというようなニュアンス的には聞こえますけど、そういう事実は本当になかったでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

今の高山議員の御質問にお答えをしたいと思います。

報告書にありますように、4ページの4番のことに关しましては、次の5ページに書いてありますけれども、4ページの言い方というのは、事業者の方が指導を受けたということで、事業者の担当者の思いとして書いてあるわけでございますけれども、町の担当者とヒアリングをやりました結果、この内容につきましては仕様書の書き方を説明したと。当然仕様書に基づいてこの調書について説明をしたということですので、この調書と、それから添付書類としまして出勤簿、給与簿等も一緒に出されております。その中で、日付については9月16日付ということでありましたので、その書き方について御説明をしたということでありまして、作為的に町のほうが4月、5月、7月ということを知っていて、それを契約日以降にするために合わせたという指導をしたわけではないということは確信を持って言えますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

そうすると、これはやはり緊急雇用が第一という補助事業だと思うんですが、そうするとこの補助の対象になっているかどうかというところをしっかりと精査していただかなきゃならないと思いますが、説明書のまとめのところ、次の6ページですね。ここの④のところも、一方、御嵩町では年度末に事業者から提出された実績報告書において、添付書類である新規雇用等に関する調書や労働条件通知書、賃金台帳、勤務表などの整合性がとれていたため、完了検査において今回の不適正事案を採知することは不可能であったということでもありますけれども、こういったところは裏づけをとられたのかどうか、ちょっとそのところを教えてください。

ですが。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

仕様書にもありますように、このふるさと雇用創出の事業につきましては、十分事業者に説明をしておるということを全協の場でも御説明をしたところでございますが、その指導内容について、事業者のほうも理解をしていたということを言っておるわけですけれども、その中で町が要請した新規雇用の調書、これが社長印をついたものが採用日が9月16日ということで契約日の以降で出てきておりますので、それを信頼するというのが通常だと私どもとしては思っております。そういった形で審査をしてきたということでもあります。

なお、この後、ことしに入ってからですけれども、県のほうが緊急雇用のこの事件以外ものについて調査を町に対して行われた経緯がございますが、その中でも、ほかの事案については、この緊急雇用という制度を理解して事業者がやっておるということで、町の説明がこの件だけまざったということではないということ、単純に事業者の方の拡大解釈でやられたということで、町としては説明は十分尽くしておるという判断でございますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

今の件に関連するんですけども、6ページの先ほどの4番のところ、事業者にきちっと説明をして、そして事業者がちゃんと理解していると。で、先ほどの4番のところですけども、その調書や労働条件通知書、賃金台帳などの整合性がとれていたためというふうにありますけれども、こういったことについて先ほどから出ておりますように、このふるさと雇用の一番の目的が失業対策ということで、業者に説明したと言われるんですが、その中身についてはやはりこれはきちっと調査といいますか、こういうことがちゃんとされているかということを町として当然検査といいますか、あとその報告書が、書類の整合性はとれていたけれども、それについてちゃんとそれがなされているかということを町として調査なり審査される必要があるのではないかと思います。その件についてはいかがでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

岡本議員の御質問は、今回こうした事件が起きたと、これは事実でございます。これはその事実をもって言われればそのとおりでございますので、今後、チェック体制はこういったことがないように気をつけていくわけですけれども、今までこういった事例は、事業者が失業者をきちっと雇うべきであるかどうかという趣旨のことを説明して、それに沿ってやってきていただいておりますし、先ほども申し上げましたけれども、社長も契約日以降の雇用ということで出してこられたものを、今までについてはそれを信用するということが通例であったということでもあります。結果としてこういうことが起きたということですので、今後についてきちっと再発防止をやっていくことは現実問題としてあるわけですけれども、現在までのところ、事業者が作為的に拡大解釈をして、採用日を4月と5月、7月ということを知っていながら9月以降と書いたことについて、これを今までの考えの中で防ぐことはできなかったという判断でございます。よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

最初に安藤議員が質問されました全額返還されなかったらどうするかということで、企画課長があくまでも毅然とした態度で返還を求めていくというふうに御答弁いただいたんですけども、これは全額もちろん返還していただくようお願いしていくわけですが、されなかった場合どうするかということについてはまだ考えておられないのか、そのことについてもどうされるのかということについてお尋ねをいたします。

議長（谷口鈴男君）

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、毅然として返還を求めていくということでございまして、最終的には司法の判断ということになるかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

司法の判断となりますと、これ時間がかかることもありますし、こういったことが何年もかけてやっていくことなのかということについては非常に疑問に思っておりますけれども、これはどれだけ時間をかけてもやっていくというおつもりでしょうか。

ということと、もう1つ、そういう司法に、全額返還していただけなかった場合、訴訟に持っていくというお考えなんですけれども、全額返還されなかった場合に、今後、この契約、ことしもE-COバス事業があるわけですけれども、こういったことについてはどうされるお考えでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、時間がかかってもやるのかというお話でございますが、こちらにつきましては時間がかかってもやるというスタンスでありますので、よろしく願いをいたします。

それからE-COバス、平成24年度契約させていただいておりますが、このE-COバスの運営につきましてどうなのかということでございますが、こちらにつきましては、現時点におきましては、東鉄タクシー側の拡大解釈がまず原因だろうという認識をしております。また、2年半の運行実績を見てみれば、確かに今回不適正な事案がございましたが、運行自体はやっておったという判断でございます。

平成24年度におきましては、町の単独事業といたしまして、E-COバス運行を今までどおり東鉄タクシーに委託をしておりますが、こちらにつきましては住民の足の確保のためにやむを得ず、当面は継続運行を委託していくというスタンスでございます。ただし、今後明らかに悪質であったとして、刑事告発も免れないような事態等々があったような場合につきましては、E-COバス運行の契約解除とすることもございます。その場合の代替措置といたしましては、業務自体の見直しや、あるいはほかの事業者への運行を委託することが想定されます。現時点ではほかの事業者の調査、それから選定等には着手しておりませんが、今後、状況に応じまして対応していくことになろうかなというふうに思っております。

なお、東鉄タクシー側様と今回結ばせていただいております契約の約款に、町と業者さんとの信頼関係の破壊があった場合の解除ということで、町は、受注者が町に対して詐欺、その他の背信行為を行い、または本件業務委託ないし過去の町との契約関係に関連いたしまして刑事訴追を受け、もしくは受注者等の責に帰すべき事由により町に重大な危害もしくは損害を与えたときは、直ちに本契約を解除することができるという文言と、それから契約の解除に伴い、受注者に損害が発生したとしても、町はその損害を賠償しないという部分を明記した契約等も

結んでおるところでございます。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

今の関連で御質問をさせていただきます。

総務部長の話ですと、作為的に業者が書類を要するに改ざんしてつくったということですので、そこら辺のことを言えば、町には瑕疵がない、業者に瑕疵があるということでもあります。

そこで、今企画課長が言われましたように、最終的に刑事告発となった場合は契約を破棄すると。それと信頼関係で、町に損害を与えたとかというような場合も同じような関係をするということですが、現実には、現在こういう補正予算をつくって、町の財政調整基金のほうで一応手当てはするわけですが、しょせんは町民の税金であります、これを立てかえでもして払わなければならないという現実には、町に損害を与えたということにはなりませんか。それで、平成24年度も今までの実績を勘案して契約を行ったということですが、現実にはこの問題が発生したのが本年の3月の時点です。契約をするどうのこうのという話の以前に、契約行為は4月1日になされておると思いますが、それ以前に、3月5日に中濃振興局から云々ということで話があって、それから調査をされ、業者との対応もされてみえるんですが、そこら辺の関係について、新たにまたそういう不適正事案の発生する業者と4月に新たにまた契約を行ったということは、これは契約審査委員会のほうでもどういうふうな経緯で今までやられたのか、そこら辺のもう一度詳細な説明をお願いしたいと思いますが。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

議員の皆さんのきょう出てくる質問は、多分私はすべて担当者に質問して、答えを得てきたものであります。

現段階では、予算上まだ手当てが、きょうこういう形で提案としてされているわけですし、損害は受けていないという状況になっていると。きょうここで予算を認めていただいて、できる限り、金利が非常に高いですので、即、県のほうにお返しすると。これは県と町との間での補助制度であります。その補助制度を使って東鉄タクシーと委託契約を結んでいるということですので、県は直接の補助対象者は御嵩町と考えています。1人30万円ずつの補助金が出た、これによって日にちの違いがわかってしまったということでもありますけれど、これは県から東

鉄タクシーのほうに直接補助金が出ていますので、東鉄タクシーのほうは直接もう返されたそうであります。

御嵩町の場合は、これから、請求は出してありますけれど、東鉄の意思としては口頭では全額返還には応じられないというようなことを言っているようではありますけれど、まず訴訟ということになりますと、東鉄側からもそういう声が出ているようでありますけれど、現段階でじゃあ被害を受けたと考えられるのはどちらかといえば御嵩町側だと。これは刑事訴追も含めて、御嵩町側がきょうこの時点で予算が通り、県に補助金を返還したところから損害が発生してきますので、ここから動き出すということでもあります。そうなれば、当然東鉄タクシーとの契約も打ち切るということになってくるやと思います。町民の方々に足の部分で非常に迷惑をかけるので、どこかすぐ対応していただけるようなところがあれば、別の会社をお願いしていくのが筋であろうというふうに考えておりますので、きょうがこのスタートになるというふうに解釈していただけたらありがたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

7番 加藤保郎君、よろしゅうございますか。

7番（加藤保郎君）

はい。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ただいま町長のほうから県の一時金の関係ですけれども、90万は返されたという話をこの前の全協の席でもされまして、私ちょっと確認したかったんです。

実は今回の補助事業、町の関係と県の一時金、これ同一のものだと私は考えております。幸い県の補助事業があったでかえってよかったのかなあということも思っていました。今後は歳入欠陥になったときに、訴訟を毅然とした態度でやるのはもちろんですけれども、そうしたときに県だけ払って、町へはその一部しか返さないなんてことは僕は通用しないという考えであります。何とか毅然とした態度で臨んでいただきたい、こんなふうに思います。

議長（谷口鈴男君）

ほかにございせんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

以上で本臨時会に提出されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、町長のあいさつをいただきます。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいま慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございます。

もう少しいい話での議会であるならありがたいわけでありませうけれど、大変議員の皆さんにも御心配をおかけしております。ただ、原理原則に基づいてどちらが正しいかという話になってくるかと思えますので、皆さんが納得されるような形での決着をつけなければいけない。当然御嵩町としては、能動的に訴訟等々にも対応していくという考えであります。お会いを私は1回しかしておりませんが、既に県とお会いになったときもですが、拡大解釈していましたが、このたびは済みませんからあいさつが始まります。にもかかわらずという部分がありま

すので、非常に納得できないと、釈然としない状態であるのは事実であります。そういう意味では、これからまだまだ、時間と言っても司法の場の決着も最近早くなっていますので、仮にその上の段階まで行ったとしても、それほど時間がかかるものでもないだろうなあということは思っておりますけれど、その都度皆さんには御説明をしながら進めてまいりたいと思います。

本日は、密度の、中身の濃い御審議をいただきまして、ありがとうございました。御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成24年御嵩町議会第2回臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前9時55分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員